

フュージョンエネルギーの発電実証プロジェクトに向けた
プロセス検討委員会の開催について

令和 8 年 7 月 29 日
イノベーション政策強化推進のための
有識者会議「核融合戦略」座長決定

1. フュージョンエネルギーの早期実現に向けた施策の在り方については、「イノベーション政策強化推進のための有識者会議『核融合戦略』」（以下、「本会議」という。）において審議しているところであるが、2030 年代の発電実証へ向けた研究開発から社会実装に至るまでの個々のプロセスに係る以下の点については、より詳細な検討が必要となっている。
 - 国として強力に推進する共通的に必要な要素技術の具体的内容及び国研等が取り組むべき内容（原型炉開発の在り方を含む）
 - 早期の発電実証に向けて支援するフュージョン発電システムの決定に向けたマイルストーン及びチェック&レビューの在り方
 - 発電実証に向けた側面支援の在り方こうした点についての審議を加速するため、本会議の下に、「フュージョンエネルギーの発電実証プロジェクトに向けたプロセス検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、詳細な検討を集中的に推進し、本会議で審議するための案を作成することとする。なお、委員会における検討は、文部科学省核融合科学技術委員会等における検討との接続に配慮しつつ、経済産業省とも連携して推進する。
2. 委員会に主査及び主査代理を置く。主査及び主査代理並びに構成員は、別紙のとおりとする。構成員は、必要に応じて追加することとする。
3. 主査は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。主査は、必要に応じ、委員会にオブザーバーを置くことができる。
4. 委員会は、1. の検討課題について、当該課題に専門的知見を有する有識者等の協力を得つつ調査審議を行い、主査が取りまとめ、その結果を本会議に報告する。
5. 委員会は原則として非公開とする。
6. 委員会における検討の内容等は、議事録等の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、主査が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。
7. 委員会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。
8. 前各項に掲げるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。

フュージョンエネルギーの発電実証プロジェクトに向けた
プロセス検討委員会 構成員名簿

岡田 融 電気事業連合会 原子力部長

尾崎 弘之 早稲田大学 ビジネス・ファイナンス研究センター 研究院教授

(主査) 坂本 瑞樹 筑波大学数理物質系教授

(主査代理) 武田秀太郎 慶應義塾大学フュージョンインダストリー研究センター センター長・准教授

デフランコ真子 日揮グローバル株式会社 原子力エネルギー部 シニアプロジェクトマネージャー

中原 大輔 一般社団法人フュージョンエネルギー産業協議会 (J-Fusion) 事務局長 兼 実行委員長

服部 健一 ヘリシティ X 代表

藤井 克彦 株式会社原子力安全システム研究所 研究戦略主幹

薬師寺高輝 三井物産株式会社 デジタル・電力ソリューション本部 国内・洋上風力事業部 国内事業室 マネージャー

横山 須美 長崎大学原爆後障害医療研究所 教授

吉橋 幸子 名古屋大学核燃料管理施設 教授